

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	ふじみ野朝霞線
供用開始の区間	ふじみ野市苗間字神明後二五一番六 地先から同市苗間字神明後三七二番 一―地先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十日
備 考	令和五年三月十七日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長四 一・二八メートル